

地球惑星科学委員会地球人間圏分科会地質地盤情報小委員会の設置について

分科会等名： 地質地盤情報小委員会

1	所属委員会名	地球惑星科学委員会
2	委員の構成	10名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	地質地盤情報とは、地下を構成する地層の年代や岩石の種類等の地質学的情報、地下水や岩石の化学組成等の地球化学的情報、地震波特性や電磁気学的データ等の地球物理学的情報、岩石や地層の物理的性質を総合した地盤工学的情報等、さまざまな情報を包含するものである。 その情報は、資源探査のための指針、土木・建設事業を行うための基礎資料、防災施策の策定、廃棄物処理や地下水利用等のための環境保全・評価、学術研究目的、あるいは観光資源・地域振興等のためにも重要である。 現在、日本では大量の地質地盤データが公、民の組織などで保有されているが、一部のデータを除き、それらが共有化され有効に利用されているとはいいがたい状況にある。 本小委員会は、地質地盤情報は国民の共有財産であり、社会的な問題解決のための基本情報であること、これを明確な施策の下、共有化を推進する必要があること、さらに地質地盤情報の整備・公開を行い、情報の共有化を進めるためには、法整備が必要であること、との認識にたち、提言をまとめることを目的とする。
4	審議事項	(1) 地質地盤情報の保管状況の実態について (2) 共有化の利点と課題について (3) 情報の整備・公開の方法について (4) 法制化のための課題について なお平成24年9月を目途に報告書を作成する。
5	設置期間	時限設置平成24年2月20日～平成25年3月31日
6	備考	※新規設置